

白井市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

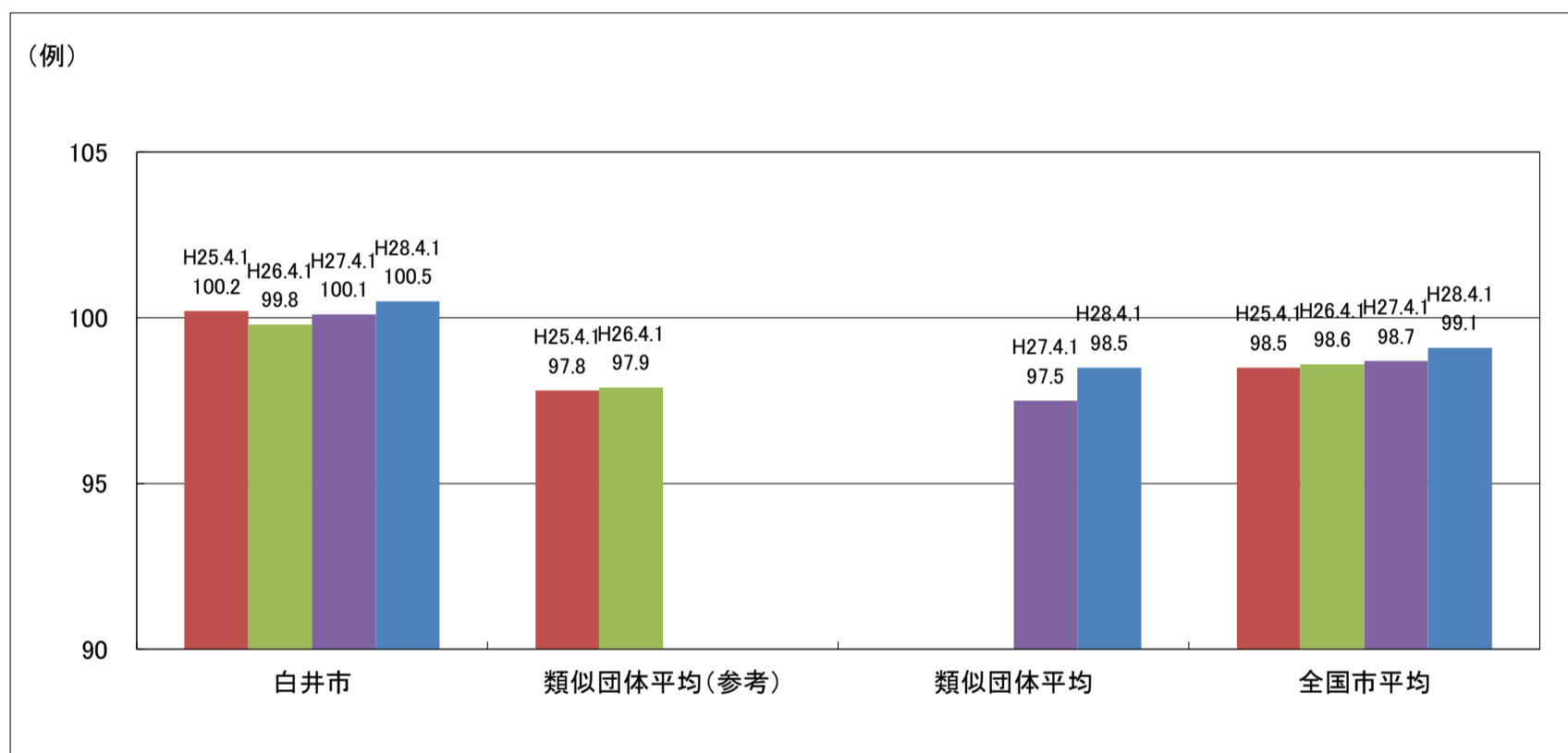
区分	住民基本台帳人口 (27年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 26年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
27年度	63,175	20,401,513	1,088,472	3,260,199	16.0	17.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
27年度	379	1,414,352	288,524	555,392	2,258,268	5,959	6,128	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成27年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
 4 平成27年度決算から白井市の市町村類型が変更となっており、平成26年度以前の類似団体平均は変更前の類似団体平均である。

- ※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

過去の人口急増期に職員を大量に採用し、職員の年齢構成が国と異なることが主な要因と考えております。

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	千葉県人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円	円	%	%	%
28年度	381,720	380,850	870円 (0.23%)	0.23	0.24	0.17

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給(期末・勤勉手当)

区分	千葉県人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月
28年度	4.28	4.20	0.08月 (1.90%)	0.10	4.30	4.30

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に
取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施] 未実施

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 国の見直し内容を踏まえ、平均1.9%引下げ。
1級の全号給及び2級の一部号給においては引下げを行っていない。
激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び白井市の支給割合)

(支給割合) 国基準6%に対し、白井市においても6%を支給。

(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		見直し後の 支給割合 (H28.4.1)
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による支給割合	6%	6%	-	6%
白井市の支給割合	6%	6%	-	6%

(6) 特記事項

① 人件費抑制措置の状況

区分	抑制措置	内容	期間
特別職及び教育長	給料月額の減額	市長10%減額 副市長5%減額 教育長2%減額	平成21年4月1日から平成27年5月21日

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

① 一般行政職

(平成28年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白井市	43.0 歳	334,603 円	411,425 円	378,162 円
千葉県	41.9 歳	320,939 円	413,111 円	373,979 円
国	43.6 歳	331,816 円	—	410,984 円
類似団体	41.4 歳	311,635 円	393,991 円	358,378 円

② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
白井市	54.5 歳	12 人	290,417 円	339,371 円	311,993 円	—	—	—	—
うち運転手	53.5 歳	2 人	343,600 円	505,989 円	364,216 円	自動車運転手	56.2 歳	255,300 円	1.98
うち調理員	56.5 歳	2 人	286,300 円	311,408 円	309,308 円	調理士	44.0 歳	289,800 円	1.07
うち用務員	54.1 歳	7 人	274,600 円	295,375 円	291,076 円	用務員	55.2 歳	199,900 円	1.48
うちその他	55.0 歳	1 人	303,000 円	370,031 円	359,340 円	—	—	—	—
千葉県	52.9 歳	497 人	322,693 円	384,075 円	362,717 円	—	—	—	—
国	50.4 歳	2,876 人	287,447 円	— 円	329,358 円	—	—	—	—
類似団体	50.0 歳	29 人	327,544 円	384,993 円	362,464 円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
白井市	—	—	—
うち運転手	7,597,932 円	3,555,300 円	2.14
うち調理員	5,061,593 円	3,931,500 円	1.29
うち用務員	4,768,922 円	2,732,900 円	1.75
うちその他	5,927,459 円	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成25～27年の3ヶ年平均)。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成28年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。
 3 民間の自動車運転手及び調理士については、千葉県の平均値。用務員については、全国の平均値である。
 4 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)である。

(2) 職員の初任給の状況

(平成28年4月1日現在)

区分		白井市	千葉県	国
一般行政職	大学卒	183,300 円	183,300 円	総合職 182,700 円 一般職 178,200 円
	高校卒	149,000 円	149,000 円	一般職 146,100 円
技能労務職	高校卒	137,000 円	146,700 円	—
	中学卒	—	134,000 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(平成28年4月1日現在)

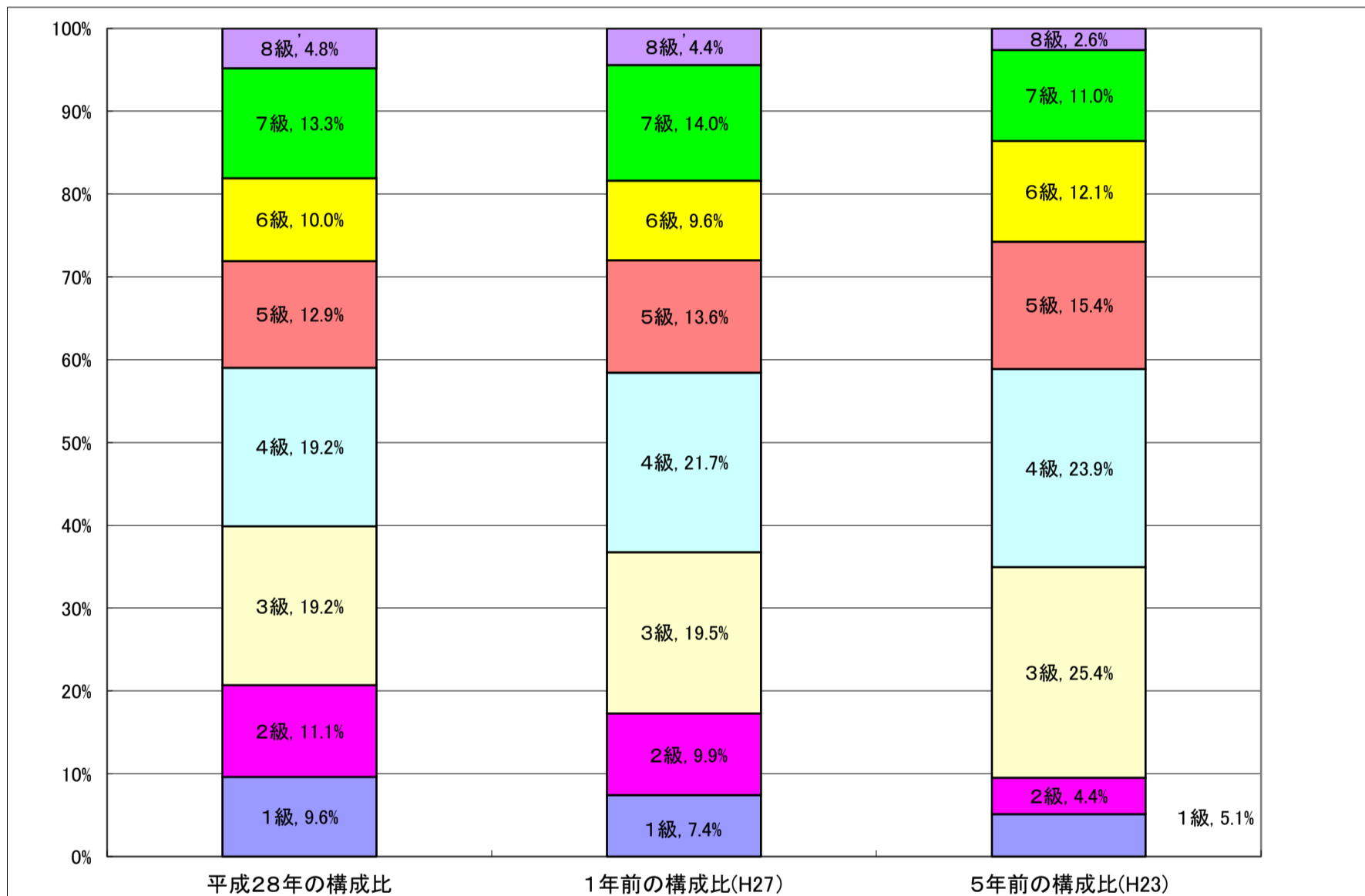
区分	学歴	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	242,550 円	331,600 円	360,667 円	408,700 円
	高校卒	210,750 円	234,200 円	— 円	362,800 円
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	290,600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成28年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長、参事	13 人	4.8 %	406,900 円	472,200 円
7 級	課長、主幹	36 人	13.3 %	361,300 円	443,700 円
6 級	副主幹	27 人	10.0 %	317,000 円	409,000 円
5 級	主査	35 人	12.9 %	286,200 円	391,800 円
4 級	主査補	52 人	19.2 %	259,900 円	381,400 円
3 級	主任主事、主任技師	52 人	19.2 %	226,400 円	350,000 円
2 級	主事、技師	30 人	11.1 %	190,200 円	303,000 円
1 級	主事補、技師補	26 人	9.6 %	140,100 円	246,100 円

- (注) 1 白井市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 一般行政職とは、企業職、税務職、福祉職、技能労務職等を除いたものである。



(注) 平成18年4月1日に9級制から8級制に変更している。(旧給料表の3級及び4級を統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

勤務成績の評定は、職員の勤務能率の発揮と増進を目的に職員の執務についての能力や実績等について職種別に5段階で評価を行います。評定は、10月1日を基準日とする中間評定と2月1日を基準日とする年間評定を行います。

平成27年度の評定結果は次のとおりです。

A(極めて良好)	B(特に良好)	C(良好:標準)	D(やや良好でない)	E(良好でない)
17	82	288	3	0

※ 勤務評定は、常勤の一般職に属する職員について実施します。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員は除いています。

- ① 休職、病気休暇その他の理由により公正な勤務評定を行うことが困難であると認める職員
- ② 評定者と被評定者との間に監督関係が発生した日から引き続き3月を経過しない職員
- ③ その他市長が勤務評定が必要ないと認める職員

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白 井 市	千 葉 県	国
1人当たり平均支給額(27年度) 1,668 千円	1人当たり平均支給額(27年度) 1,707 千円	—
(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分	(平成27年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.60 月分 (0.75)月分
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ・管理職加算	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 ・管理職加算

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への勤務実績の反映状況

勤務成績の評定は、職員の勤務能率の発揮と増進を目的に職員の執務についての能力や実績等について職種別に5段階で評価を行います。評定は、10月1日を基準日とする中間評定と2月1日を基準日とする年間評定を行います。平成27年度の評定結果は次のとおりです。

A(極めて良好)	B(特に良好)	C(良好:標準)	D(やや良好でない)	E(良好でない)
23	114	248	3	0

- ※ 勤務評定は、常勤の一般職に属する職員について実施します。ただし、次の各号のいずれかに該当する職員は除いています。
- ① 休職、病気休暇その他の理由により公正な勤務評定を行うことが困難であると認める職員
 - ② 評定者と被評定者との間に監督関係が発生した日から引き続き3月を経過しない職員
 - ③ その他市長が勤務評定が必要ないと認める職員

(2) 退職手当

(平成28年4月1日現在)

白 井 市	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~20% 加算) 1人当たり平均支給額 16,955 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 20.445 月分 勤続25年 29.145 月分 勤続35年 41.325 月分 最高限度額 49.59 月分 その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置 2%~45% 加算)

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成27年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)	89,028 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	248,682 円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
白井市	6%	358 人	6%
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)	100.5		

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。
(補正前のラスパイレズ指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当

(平成28年4月1日現在)

支給実績 (平成27年度決算)	28 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	4,000 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成27年度)	1.96 %			
手当の種類(手当数)	4 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成27年度決算)	左記職員に対する支給単価
防疫処理手当	一般行政職	感染症の患者の搬送並びに感染症の病原体に汚染し、又は汚染した疑いのある物件、場所等の消毒その他の処理作業に従事したとき	0 千円	日額300円
災害対策業務手当		災害対策業務に従事したとき	0 千円	日額500円
行旅病人等取扱手当		行旅病人及び行旅等死亡人取扱に従事したとき	0 千円	行旅死亡人1件につき3,000円
動物死体処理手当		動物死体の処理作業に従事したとき	28 千円	日額300円

(5) 時間外勤務手当(休日勤務手当を含む)

支給実績 (平成27年度決算)	98,737 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成27年度決算)	391,813 千円
支給実績 (平成26年度決算)	86,886 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成26年度決算)	388 千円

(6)その他の手当

(平成28年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成27年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成27年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給します。 ・配偶者 月額13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 1人月額6,500円 (配偶者がいない場合は、1人目は月額11,000円) ※16歳から22歳までの子 1人月額5,000円加算	同じ	—	27,067 千円	203,511 円
住居手当	借家などに居住し家賃を支払っている職員などに支給します。 ・借家の場合 家賃の額に応じて月額27,000円を限度に支給(家賃月額12,000円を超える場合に限り)	同じ	—	12,164 千円	320,105 円
通勤手当	電車・バス、自家用車などにより通勤する職員に支給します。 ・電車・バスを利用する場合 6ヶ月定期券代など1ヶ月当たり55,000円まで全額支給 ・自家用車などを使用する場合 使用距離に応じて月額2,000円から月額31,600円までを支給 ※通勤距離が片道2キロメートルを超える職員が対象です。	同じ	—	28,864 千円	92,810 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員の職に応じて定額支給します。 ・70,500円(部長職) ・61,100円(参事職) ・57,500円(課長職) ・44,300円(主幹職)	異なる	官職に応じて34,900円から133,600円を定額支給	32,501 千円	663,286 円
管理職特別勤務手当	管理職職員が臨時または緊急そのほか公務運営の必要により休日などに勤務した場合、職務に応じて8,000円から12,000円を支給します。(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	異なる	官職区分に応じて6,000円から12,000円(勤務時間が6時間を超える場合は50%増し)	135 千円	67,500 円

5 特別職の報酬等の状況

(平成28年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	830,000 円 (747,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円 / 440,000 円
	副市長	690,000 円 (655,500 円)	885,000 円 / 375,000 円
報酬	議長	390,000 円	737,000 円 / 360,000 円
	副議長	320,000 円	653,000 円 / 294,000 円
	議員	300,000 円	591,000 円 / 266,000 円
期末手当	市長 副市長	(平成27年度支給割合) 3.85 月分	(※ 平成28年度支給割合) 3.85 月分
	議長 副議長 議員	(平成27年度支給割合) 4.40 月分	(※ 平成28年度支給割合) 4.40 月分
退職手当	市長 副市長	(算定方式) 給料月額×在職月数×35/100 給料月額×在職月数×25/100	(1期の手当額) (支給時期) 1,254 万円 任期毎 786 万円 任期毎
	備考		

(注) 1 ※ 給料の()内は、減額措置を行った平成27年5月21日までの金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

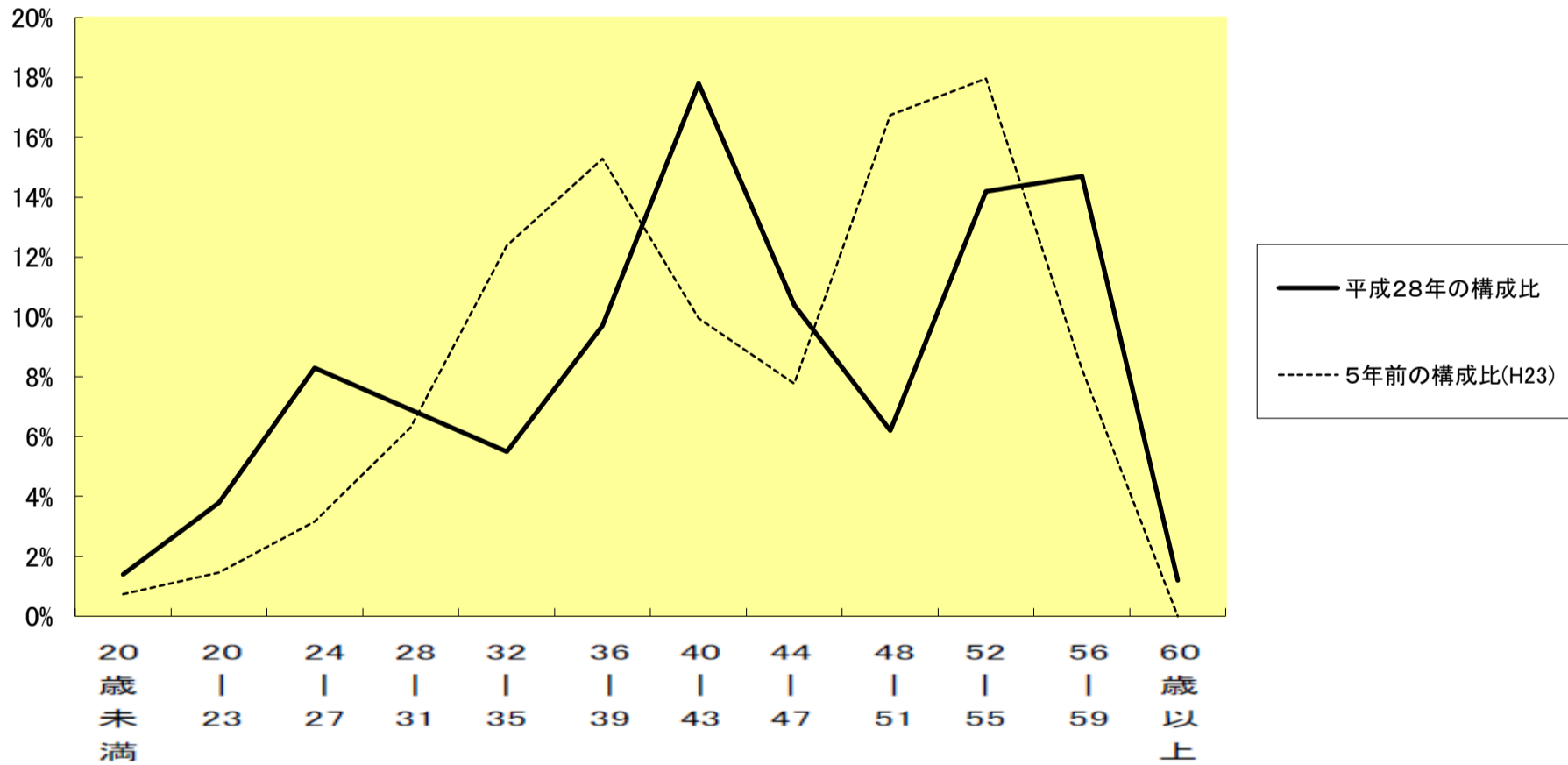
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成28年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	89	89	0	
		税務	25	23	2	
		労働	0	0	0	
		農林水産	10	10	0	
		商工	5	5	0	
		土木	29	30	△1	
		民生	116	106	10	
	衛生	34	35	△1		
		計	313	303	10	<参考> 人口1万人当たり職員数 49.54 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 47.60 人)
	教育部門	66	68	△2		
	消防部門	0	0	0		
	小計	379	371	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 59.99 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 61.53 人)	
公営企業等会計部門	病院	0	0	0		
	水道	5	5	0		
	交通	0	0	0		
	下水道	9	8	1		
	その他	29	29	0		
	小計	43	42	1		
合計		422 [475]	413 [475]	9 [-]	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.80 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成28年4月1日現在)

(例)



区分	20歳未満	20歳)23歳	24歳)27歳	28歳)31歳	32歳)35歳	36歳)39歳	40歳)43歳	44歳)47歳	48歳)51歳	52歳)55歳	56歳)59歳	60歳以上	計
職員数	6人	16人	35人	29人	23人	41人	75人	44人	26人	60人	62人	5人	422人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政		298	301	302	306	303	313	15 (5.1 %)
教育		73	75	71	69	68	66	△7 (△9.6 %)
警察		—	—	—	—	—	—	— (%)
消防		—	—	—	—	—	—	— (%)
普通会計		371	376	373	375	371	379	8 (2.2 %)
公益企業等会計		41	42	40	40	42	43	2 (4.9 %)
総合計		412	418	413	415	413	422	10 (2.5 %)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。